資料1

室戸高校施設共用についての県教委及び高等学校との協議経過

日時	協議相手（市職員）	内容
R3/9/7	高知県教育委員会 ・高等学校振興課長 ・学校安全対策課長補佐 ・　〃　チーフ ・　〃　指導主事 （教育長）	教育長が県教委を訪問し、室戸高校施設の共有について協議したい旨を依頼
R3/10/28	高知県教育委員会 ・学校安全対策課 （武井課長、村上補佐、髙崎班長）	室戸高校施設の共有可否について 県教委としては施設の共有は可能。詳細については室戸高校と協議してほしい
※10/28 協議後 訪問	室戸高校校長・教頭 （小松主監、髙崎班長）	室戸高校施設の共有可否について協議 県教委に提出した資料と同じ最低限必要な教室数等を示したうえで協議
R4/3/7	室戸高校校長・教頭 （小松主監、髙崎班長）	≪市教委≫ ・各授業でどれだけ特別教室等を使うのか授業コマ数等を提示 ≪室戸高校≫ ・高校には技術室なし ・総合学科のため、貸せる空き教室は多くない。
R4/5/17	室戸高校校長・教頭 （小松主監、中川班長）	各教室等共有部分の確認 ・理科室については、準備時間や授業で使う器具の種類を考えると、器具や部屋の共有は難しい
R4/5/31	高知県教育委員会 ・高等学校振興課長 ・　〃　指導主事 ・　〃　他１名 （教育長、武井課長、小松主監）	県教委の室戸訪問時に普通教室等の共用が難しいため、室戸高校近くで検討すると報告

これらの協議を踏まえ、市教育委員会として、中学校に必要な教室数の確保が難しいこと、また、部活動において、グラウンドや体育館などの使用が制限を受けることなどから、室戸高校の施設を共有することは難しいと判断し、室戸中学校については、室戸高校との連携を視野に入れて、室戸高校周辺の場所で整備する方針を決定

室戸高等学校施設を中学校と共用することについて

高知県教育委員会

１　同居連携型中学校として活用可能と考えられる施設について

県立室戸高等学校の今後の生徒数や教育課程の内容を踏まえ、現存の教室等を効率化して使用することを検討した結果、下記の施設等において専用及び共用が可能と判断した。

○中学校専用施設として

・北校舎　　４階フロア全体（15 教室程度）及び
　　３階介護福祉交流室（2 教室程度）
・多目的棟　　１階研修室（２室）、食堂（厨房・休憩室を含む）

○高等学校との共用施設として（時間割等を調整することにより共用が可能）

・特別教室　※中学校が必要とする技術室は工芸室を使用可能
・体育館　・多目的ホール　・武道場　・グラウンド　・プール

２　その他

・生徒用駐輪場と昇降口、教職員用の駐車場は空きスペースが在る状況。
・相撲場は未使用のため、当該敷地に必要な施設を建設することは可能。
・施設が必要な場合、隣接するバスのロータリーの活用も可能ではないか。
・高等学校では選択教室を確保するため、現在の部屋を半分に仕切ることなどの対応が必要となる。

３　参考

○同居連携型の嶺北高等学校、嶺北中学校の例

・嶺北中学校の校舎、施設は目的外使用の申請により活用
・水光熱費は別メーターにより経費を分担
・学校行事等は連携して実施
・嶺北中学校専用使用教室等（13 室）
　　通常教室 3、特別支援教室 3、多目的教室 1、図書室 1、技術室 1、
　　相談室 1、保健室 1、職員室 1、校長室 1

○県立安芸中学校・高等学校の例

・県立安芸中学校専用使用教室等（8 室）
　通常教室 6、校内サポートルーム 1、校長室 1
　その他は、職員室、保健室も含め高等学校と共用

〔参考写真〕

北校舎３階　会議福祉交流室

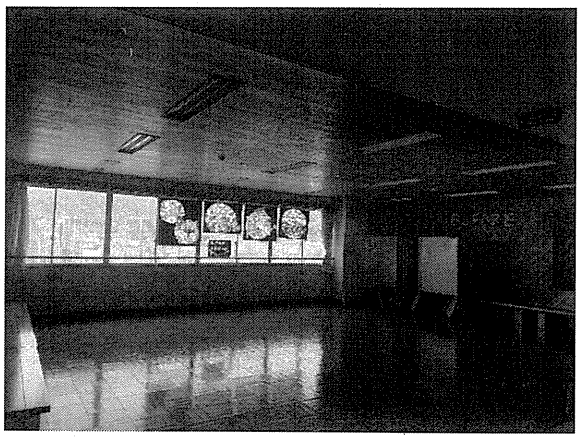

多目的棟１階　食堂

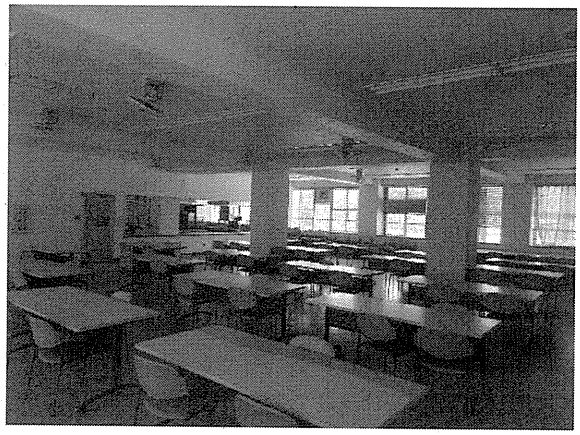

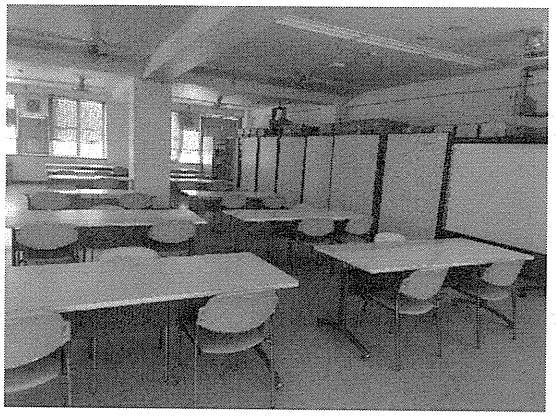

物置としている部分を整理すれば、中学校生徒数分が入ることができる

多目的棟２階（多目的ホール）

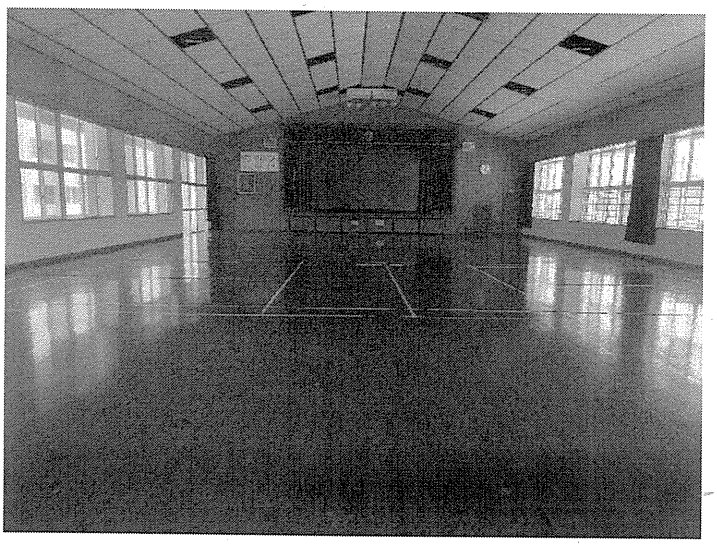

体育授業で使用可能

生徒昇降口

（１面使用可能）
ほぼ中学校の生徒数分を収納可能

駐輪場と第２グラウンドへ向かう階段

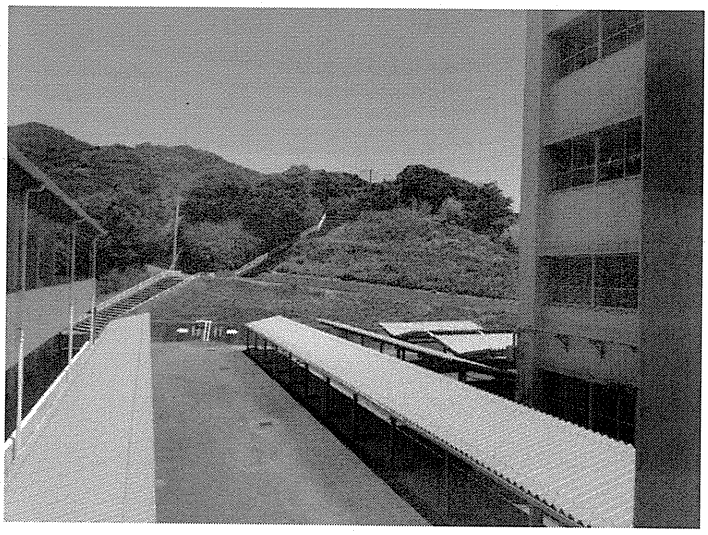

２つの駐輪場は使用していない
１つを取り壊し駐車場とすることも可能

相撲場（青い屋根）11.52×9.1m

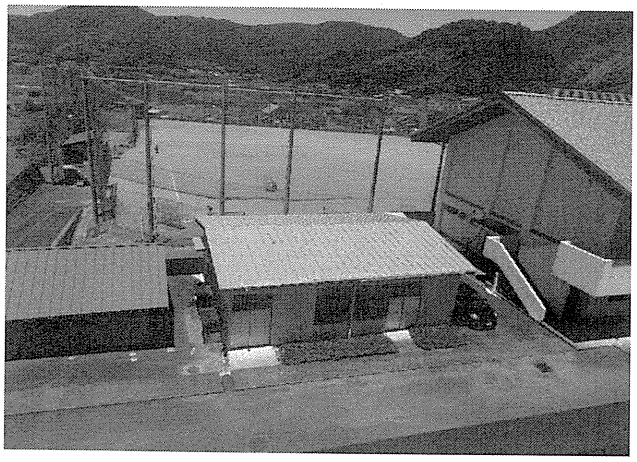

バスロータリー

北校舎

中学校専用として利用可能

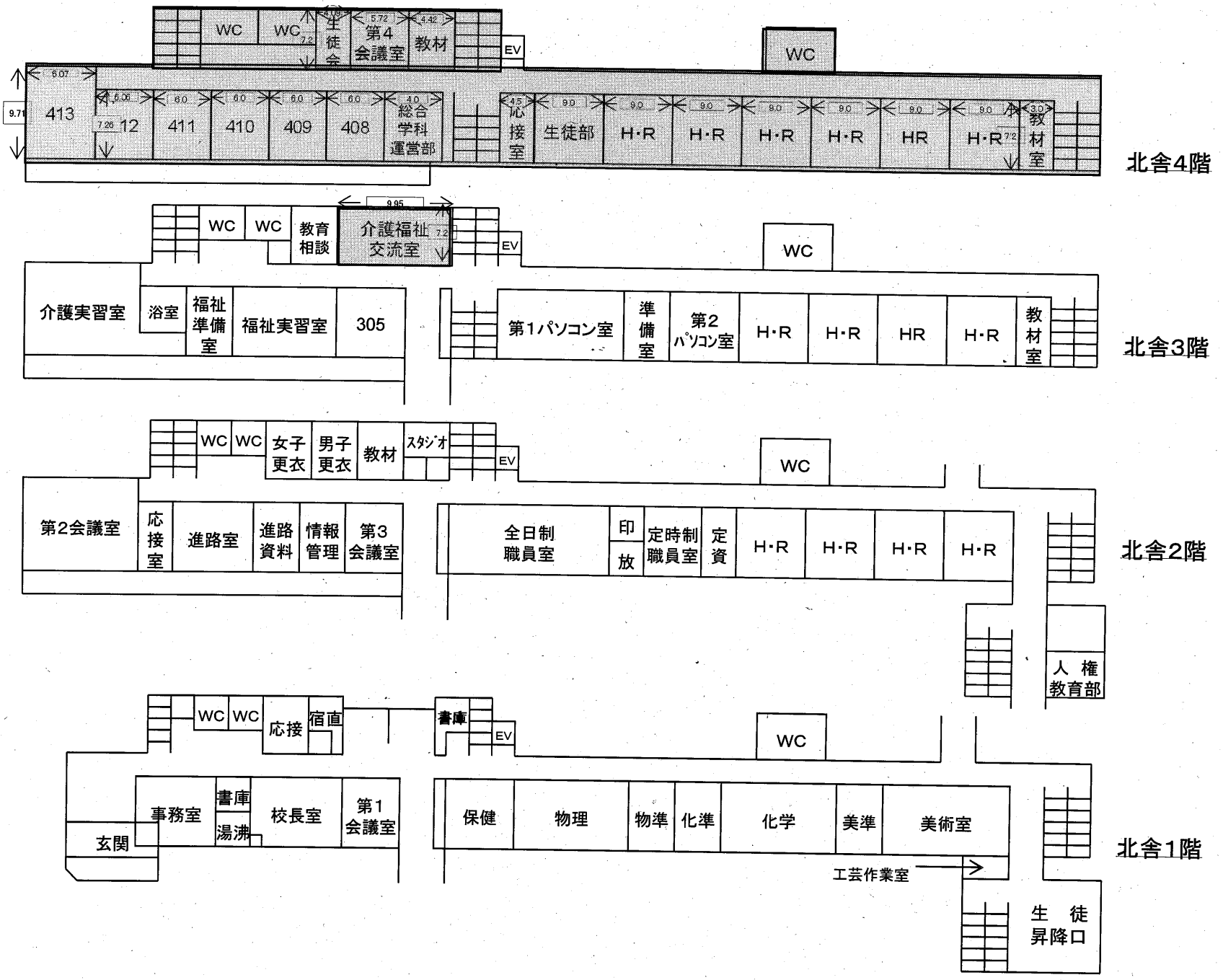

南校舎

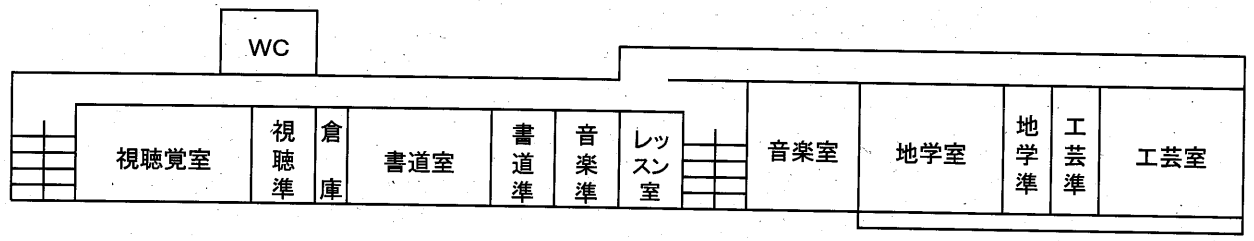

南舎3階

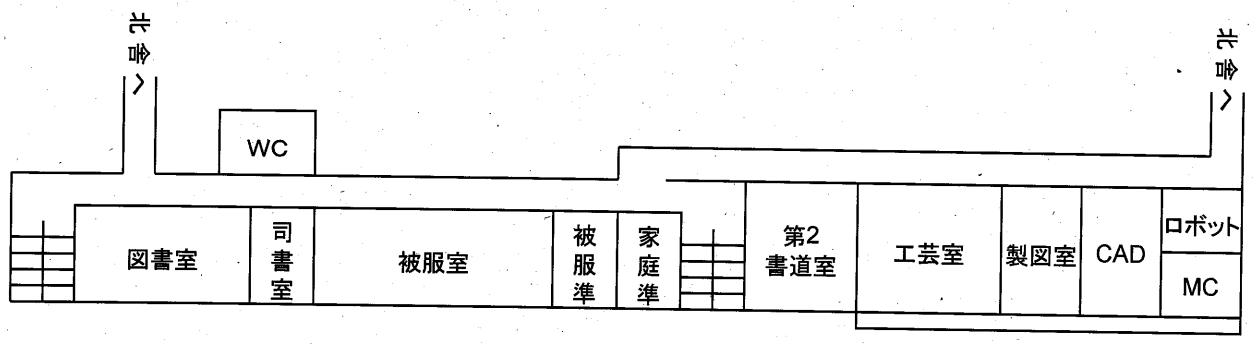

南舎2階

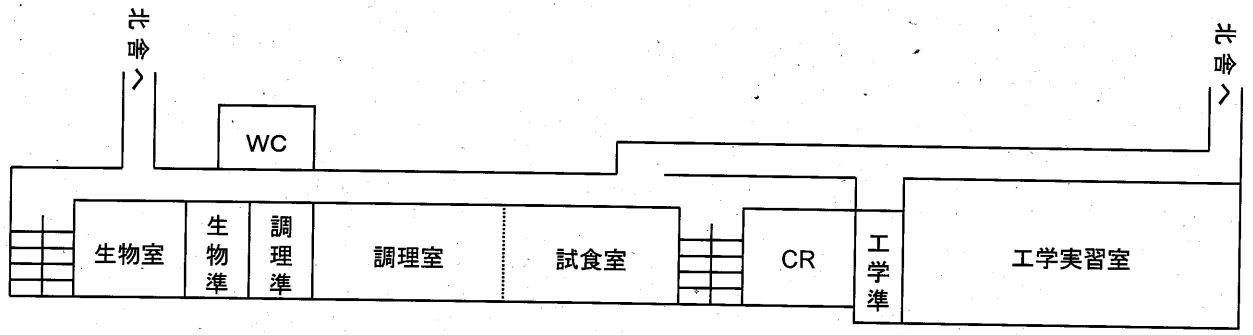

南舎1階

多目的棟

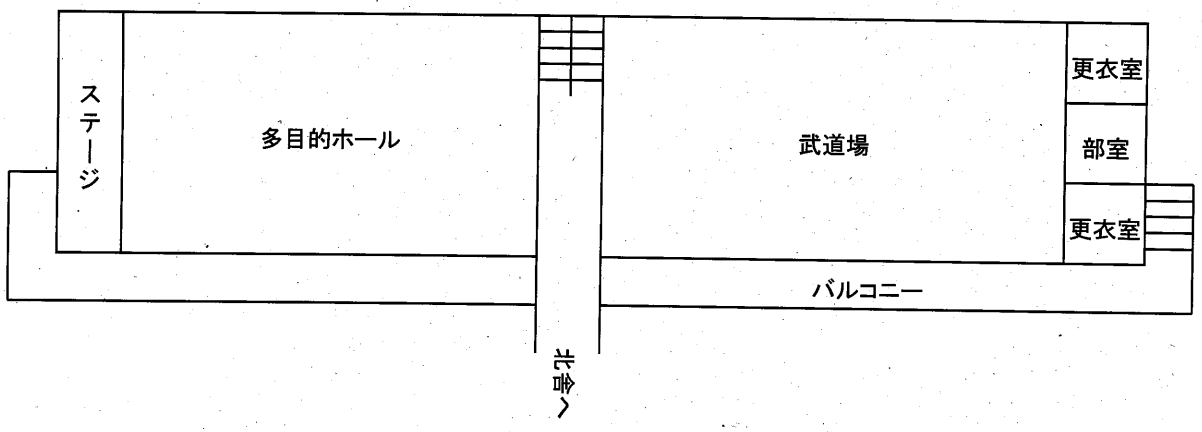

多目的棟2階

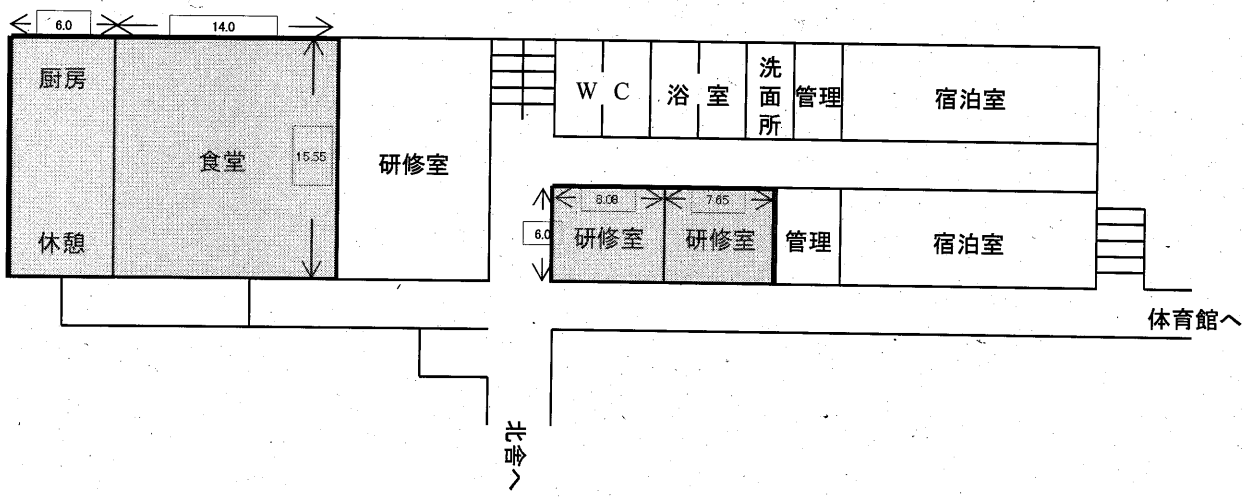

多目的棟1階

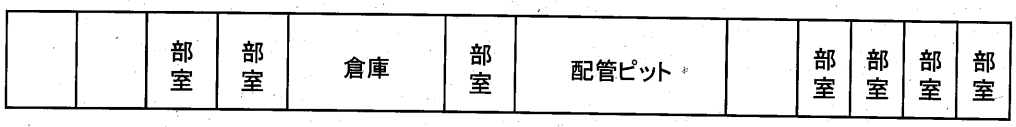

多目的棟地下

資料3

室戸市統合中学校整備における必要教室数等比較資料

R6.9.10意見交換会資料
室戸市学校教育課作成

	統合中学校必要教室数	高校生と共用する教室数
校長室	0.5	
職員室	2	
会議室（0.5×2）	1	
事務支援室	0.5	
印刷室・消耗品保管	0.5	
休憩室・湯沸室	0.5	
保健室	1	
放送室	0.5	
書庫	0.5	
更衣室(教員)	0.5	
相談室	0.5	
教材備品等保管室	0.5	
防災備品	0.5	
通常の学級	6	
特別支援学級(R6学級数5)	3	
多目的教室	2	
学習室(少人数)	2	
図書室・図書準備室	2	
技術室1.5・準備室0.5	2	1.5
音楽室1.5・準備室0.5	2	1.5
吹奏楽1.5・保管室0.5	2	1.5
美術室1.5・準備室0.5	2	1.5
理科室1.5・準備室0.5	2	1.5
調理室1.5・準備室0.5	2	1.5
被服室1.5・準備室0.5	2	1.5
生徒会室	0.5	
更衣室(生徒男女)	1	
多機能トイレ（２ヶ所）	0.5	
トイレ(生徒・教員)	2	
給食配膳室	0.5	
教室総数	40	10.5
高校生と共用する教室以外で確保が必要な教室数等		29.5

※通常の教室の広さ（63～64㎡）を１とした場合の教室数
※特別教室の準備室は教材等が異なるため共用不可と考えられる

	中学校部活動	室戸高校部活動
体育館	バスケ男女	バスケット
	バレー女	
	卓球男女	卓球
	（バドミントン）	バドミントン
	（空手）	
グラウンド	陸上競技	野球女
	野球男	野球男
	サッカー	サッカー
教室等	吹奏楽	吹奏楽
	文化部	音楽
		書道
		美術
		ホームメイド
		放送

※（　）は統合時に部活となる可能性有

※部分的な高校施設活用の課題

①各施設、教室間の距離がある
- 中学生が授業に応じて移動
- 安全管理に課題
- 中高の生徒の動線が交わる
- 保健室、職員室等が１Fに配置不可

②教室の配置
- 各学年が横並びの配置となる
- 特別支援学級の配慮
  （普通学級との距離及び動線）
- 不登校生徒の登校時の配慮
  （外から直接入れる動線の確保）

③共用する教室等の整備
- ＩＣＴ、開放型施設の整備が必要
- 非構造部材は中学校が新しい

④部活動は部数から共用不可と考えられる
- 陸上競技、サッカー、吹奏楽は可能
- 体育館は午後６時から室戸高校定時制使用

⑤授業での技能教科、体育館、運動場、プールの共用は可能だが、毎日の調整が極めて難しい
⇒　プールの水深
　中学校1m30、高校1m40

資料4

統合中学校整備に係る室戸高校施設共用についての意見（まとめ）

R6.9.25
室戸市教育委員会
学校教育課

１．各中学校長からの意見

【子どもたちの視点】
- 子どもたちが質の高い教育を受ける条件を整えることは大人にとって大きな責任。
- 中学生と高校生の発達段階と教育課程は全く異なるもの。
- 異なる地域の背景をもつ４中学校が統合したとき、どのような教育活動を行うことが生徒達にとって、それを支える教員にとって有用なことかの視点を第一に考えるべき。
- ４地区が統合することは、それだけで生徒の精神面等のケアは慎重に行う必要がある。
- 統合中学校は全ての児童・生徒が「統合中学校に進学したい」と思える施設でないといけないし、保護者や地域の方々にとっても魅力のある施設でないといけない。
- 倹約の視点は必要であるが、これからの未来を担うこどもたちへの教育環境について経費優先でない配慮を期待する。
- 市民の費用負担の軽減も大切だと思うが、統合校に期待や魅力を感じなければ他地域への進学や将来の室戸市の人口減少も心配される。

【普通教室の配置】
- １学年１フロアが理想ではあるが、統合中学校の校舎案は、１・２年が同じフロアであるものの動線やトイレの配置などの配慮がされているし、それが当然。
- 統合初年度のみの問題でなく、統合後も各地域から進学してくる中学校１年生のためにも配慮が必要（他地域の先輩も知らない状況で３年生と同じ階での生活は新入生にとって大きなストレスやプレッシャーの原因にもなりうるし、不登校生徒が増える可能性がある。高校生との動線を避けることは勿論、中学生の動線の配慮も必須）
- 小人数や分割指導用の教室も必要（英語、数学等は１クラスを２つに分割した授業も検討必要なため）
- 中学生（特に１年生）にとって、４階での学校生活や共用施設との距離が最適な教育環境にない。

【トイレの配置】
- 室戸高校の４階に全学年配置となるとトイレに行くことにプレッシャーを感じる生徒（１年生や配慮が必要な生徒）が必ず出てくる。その生徒は別フロアのトイレを許可してあげることにしても、今度は高校生との併用になるので余計にプレッシャーを感じる状況になってしまう。多機能トイレについても配慮が必要。

【配慮が必要な生徒への対応】
- 配慮の必要な生徒（不登校、発達障害等により通常学級にいても支援が必要な生徒）に対応できる空間（小部屋等）が必要であり、他生徒と交わることの少ない動線かつ、教員が即座に情報共有し、対応できる距離が必要であるが、提案内容では対応が困難。

【特別教室】
・理科室や技術室を高校と共用すると、道具の保管等の場所や必要な道具の教室配置が困難ではないか。理科は各学年２クラスだと週に２２時間授業となるが、観察や実験の場合は事前準備や事後の片づけ等で理科室を使用する場合が多いため、中学校単独で使うことができる教室が必要。
・中学校専用施設として図書室、技術室、美術室準備室、音楽室準備室も必要。
・すべての特別教室について高校生との接触を避けるために、中学生が使用する時間の事前・事後の時間は高校の授業を入れることは避けるべき。

【職員室、保健室】
・県立中学校とは違うため職員室や保健室の共用は不可能。市立中学校と県立高校の職員室共用は高校入試の観点や生徒の個人情報、成績情報等の流出防止の配慮が必要。
・保健室はケガや体調の悪い生徒のみが来室するのではなく、心のケアや相談活動の場としても使用することがある。そのため高校との併用は難しい。
・保護者対応や不登校傾向の生徒対応等で職員室は１階の玄関付近が良い。職員室が４階等になると保護者は学校の敷居が高くなり、不登校傾向の生徒にとっても更に登校しにくい状況になる。現在、不登校傾向の生徒が登校してきた場合、玄関で教員が即対応して別室に一緒に移動する等の配慮をしているが、玄関から職員室が遠くなるとそのような対応が不可能である。

【その他の教室等】
・給食室は衛生管理の観点から他教室との併用は避けるべきである。室戸高校使用案では普通教室以外に必要な設備の配置が難しいのではないか。
・生徒用の更衣室の確保

【教職員の視点】
・高等学校施設である以上優先権は高校となることは明白であり、学校行事等（入学式、卒業式、文化発表会、体育大会、入学試験日）において準備や練習時間の確保及び中学校と高等学校の調整に多大な労力が必要となる。
・職員用のトイレや更衣室、印刷室、会議室等の確保ができるのか。
・中学校専用で使用できる特別教室がなく、常に高校側との時間割の調整が必要で、中学校独自の日々の教育活動が組みにくく、支障が生じることが容易に想像できる。
・部活動を含め共用する施設調整の難航は予想され、中学校は高校に遠慮せざるを得ない。
・プールの水深は、10cm の差でも命預かる学校として　安全管理は重要

【その他】
・嶺北中や、県立安芸中については、同居連携型や中高一貫校として、中学校教育にも配慮した環境整備が整えられているが、今回の室戸高校共用の提案は、まず、経費ありきで、限られた施設の中に新中学生を当てはめようとしている。
・室戸高校の存続にむけて、中高連携、一貫校との思いがあるとしたら、今回の統合の意図・目的とは違った論点になるので、整理して分けて考えていただきたい。
・各地域の是や非の思いを受けてスタートするものなので、新設中学校がすべての生徒にとって居心地よく、居場所のある学校となり、教員にとっても働きやすく、室戸市の教育課題解決につながる学校として環境整備をお願いしたい。

資料5

統合中学校整備事業について

R6.9.25

1　統合中学校整備事業に関する予算が否決された場合の影響

・統合中学校整備事業家屋事前調査委託料　　８，０３０，０００円
・統合中学校用地作業道路設置工事費　　３８，４９０，０００円

⑴　否決の理由が予算計上時期、必要性等、作業道路そのものに係る場合

現在進めている移転新築の事業については継続のうえ、予算内容等について再検討。

⑵　否決の理由が室戸高校利活用が前提の場合

①　現在の事業への影響

ア　統合中学校用地測量及び造成設計等委託業務　＊一時休止
・委託金額　２８，０２８，０００円
・委託期間　令和７年３月１５日完了予定　※延長等の措置が必要
・測量業務の遅延
・ボーリング調査の遅延
・地権者との調整の遅延（現時点　１１月上旬に境界確定の立ち合い予定）
・造成設計業務の遅延
・用地買収にかかる費用の予算計上時期の遅延（現時点　R６．１２月議会を予定）
・契約破棄となれば、違約金も発生

イ　統合中学校用地候補地不動産鑑定業務　＊一時休止
・手数料：１，３１２，３００円
・上記委託業務によるボーリング調査結果後となるため、鑑定時期遅延

ウ　統合中学校整備事業要求水準書等作成支援委託業務　＊一時休止
・委託金額　２，７２８，０００円
・委託期間　令和６年１１月２９日　※延長等の措置が必要
・遅延や契約破棄となれば、違約金も発生

エ　統合中学校用地作業道路設置工事費　＊予算否決
・作業道路が年度内に着手できず、令和７年度予定の造成工事の着手時期が遅延

オ　統合中学校あり方検討委員会　＊会議の見直し
・検討内容の見直し等委員への説明や一時中断

②　今後の流れ

ア　移転新築の方向性に影響があるため、現在進行中の事業については、全て一時休止。
イ　室戸高校利活用に係る高知県教育委員会との協議は、学校現場や保護者から出されている課題や不安に対応するため、詳細にわたって、話し合わなくてはならないため、長期間を要すると思われる。
ウ　これまで統合中学校は新築の方向で、保護者、地域住民、学校教職員及び教育委員会委員には説明してきており、施設の前提を変えることは、再度、地域や関係者に説明を行ったうえで、ご意見を聞く必要があり、それに要する期間も必要となる。
エ　施設の前提が変わることにより、統合の方向性が白紙に戻る可能性があること。
オ　県教委との協議の結果、室戸高校の利活用が見込めず、再度、新築による整備の方向性になった場合でも、令和１０年４月の開校時期は少なくとも１年以上遅れる見込みである。